

全天候型こどもの遊び場設計・施工業務及び管理運営業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

本公募は、予算成立を前提とした事前準備手続きであり、予算成立後に効力が生じる事業であることを了承したうえで応募すること。そのため市議会において、予算案の承認が得られなかった場合は、契約を締結しないことがある。

1 実施の目的

この要領は、市が民間施設を活用した、全天候型こどもの遊び場設計・施工業務及び管理運営等業務（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、整備場所の提案、施設との相乗効果等に資する施設プラン、コストに配慮しつつも安心・安全に遊べる管理運営体制などに関する企画提案を受け、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を選定するため公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）の実施に必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

全天候型こどもの遊び場設計・施工業務及び管理運営業務

(2) 業務を行う場所

越前市内の民間施設

(3) 業務を行う建物規模

全天候型こどもの遊び場として400㎡程度を確保できる施設

(4) 業務の目的

民間施設を活用して整備することにより、来客面での相乗効果や多世代の居場所となり、天候にかかわらず専らこどもの遊び場として利用できる空間を確保し、その空間にこどもの心身の健やかな成長に配慮した遊具等を設置し、子育て家庭のための全天候型の遊び場整備と管理運営業務を対象とする。施設の詳細や具体的な業務については、「全天候型こどもの遊び場 設計・施工業務及び管理運営業務 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）を参照すること。

(5) 業務内容

基本的な業務内容を以下に示す。具体的な業務内容は、要求水準書を参照すること。

- ① 全天候型こどもの遊び場の整備に係る設計業務
(施設改修、遊具設計を含む)
- ② 全天候型こどもの遊び場の整備に係る施工業務
(施設改修、遊具製作・設置を含む)
- ③ 全天候型こどもの遊び場(設置遊具を含む)の管理運営業務
- ④ その他(上記に関連し必要となる準備、調整、手続き、開所までの土地建物賃借料等を含む)

(6) 業務期間

業務期間について、以下のように想定する。

- ① 設計・施工業務 契約締結日から令和8年12月10日まで
- ② 管理運営業務 プロポーザルを踏まえ協議の上決定

(7) 設計・施工業務に係る費用について

- ① 契約上限金額 1億円(消費税及び地方消費税含む)
- ② 費用に含まれる経費 上記2(5)①②④に係る費用

(8) 管理運営業務に係る費用について

- ① 管理運営費については、管理運営業務に係る経費及び場所の賃借料の年額を示すこと。

② 会計年度

本施設の管理運営業務に係る会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

③ 管理運営業務料に関する協議

本施設の管理運営業務料については、会計年度ごとに、本プロポーザルにおいて提示された金額を参照し、市と管理者が協議の上、予算の範囲内で決定する。

④ 管理運営業務料の積算

管理者が行う業務に要する経費とし、本プロポーザルにおいて「管理運営業務に関する収支計画書」を作成すること。

※想定される支出の主な項目については、下記のとおり。

人件費 消耗品費、修繕料、利用者損害保険料、遊具点検委託料
光熱水費・土地建物賃借料など

※想定コストは、1㎡当たり月額3,300円(消費税、賃借料等を含む。)を目安とする。

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、複数の構成員からなる任意に結成された連合体（以下「コンソーシアム（企業連合）」という。）とする。

(1) コンソーシアムの構成

コンソーシアムの構成は、以下に示すとおりとする。

- ・施設所有者
- ・設計事業者
- ・施工事業者（遊具製作・設置含む）
- ・管理運営事業者

- ① コンソーシアムの代表者は、こどもの遊び場の整備意向を有した施設所有者とする。
- ② 1者が複数の業務を兼ねて実施することや業務範囲を明確にしたうえで各業務を複数者の間で分担することは差し支えない。
- ③ 応募にあたっては、応募の手続きを代表する代表事業者、その他の構成事業者を示し、いずれの業務を実施するかを明らかにすること。
- ④ 応募者は、他の応募者の代表事業者、構成事業者となることはできない。

(2) 共通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- ② 福井県及び越前市において指名停止を受けている期間中でない者
- ③ 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- ④ 本事業を履行するにあたり、法令等で定められた許可、資格及び基準がある場合はそれらの要件を満たすことが確認できる者であること。

(3) 施設所有者（施設管理者）の参加資格要件

応募する施設所有者は、次の要件を満たすものであること。

- ① 越前市内に施設があり、全天候型こどもの遊び場400㎡程度を確保できる民間事業者であること。
- ② 全天候型こどもの遊び場として、整備後10年を超えて、施設の提供が可能であること。

(4) 設計事業者の参加資格要件

応募する設計事業者は、次の要件を満たすものであること。

- ① 福井県内に主たる営業所があること。
- ② 建築士事務所（建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する建築士事務所をいう。以下同じ。）又は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく協同組合であること。
- ③ 公告時において、過去15年以内に元請（JVの場合は、当該JVの構成員でも可とする。）として、延べ床面積400㎡程度の保育施設の（平成31年国土交通省告示98号における別添二、建築物の類型第十一号第1類に掲げる建築物をいう。以下同じ。）の新築又は改築に係る実施設計の履行実績を有すること。

(5) 施工事業者の参加資格要件

応募する施工事業者は、次の要件を満たすものであること。

- ① 福井県内に主たる営業所があること。
- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく「建築一式」、「とび・土工・コンクリート」または、「造園工事業」のいずれかを受けている者であり、経営事項審査を受けていること。
- ③ 公告時において、過去15年以内に元請（JVの場合は、当該JVの構成員でも可とする。）として、遊具の設置工事の履行実績を有すること。
- ④ 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）」（令和6年6月国土交通省）や「遊具の安全に関する規準（最新版）」に準拠して、遊具の設計、製造、施工を行うことができる者であること。
- ⑤ 業務範囲を明確にしたうえで各業務を複数者の間で分担した場合、業務内容を明らかにすること。

(6) 管理運営事業者は、応募するコンソーシアムを構成する構成員とする。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和7年10月17日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 別添の質問書（様式第6号）により、電子メールで提出すること。

※電子メール送信後、必ず着信を確認すること。なお、上記以外の方法で提出された質問に対しては、回答しない。

メールアドレス：jidou@city.echizen.lg.jp

- (3) 回答日 令和7年10月23日（木）
- (4) 回答方法 電子メール及び越前市ホームページで回答する。

5 参加表明者の作成要領

(1) 参加表明に必要な書類と提出部数（全て1部）

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 代表者の会社概要書（様式第2号）
- ウ 構成員一覧表（様式第3号）
- エ 資格要件確認書（様式第4号）
- オ 直近の経営事項審査の写し
- カ 各構成員に関する証明書類
 - ・定款、規約またはこれに準ずる書類
 - ・法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可）
 - ・国税の納税証明書（その3の3）（写し可）
 - ・福井県税の納税証明書
 - ・越前市税の納税証明書
 - ・法人の財務状況を示す書類
貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、財産目録又は、これらに類するもの
- キ 民間施設等の概要書
 - ・全部事項証明書（建物、土地）
- ク 位置図
- ケ 敷地平面図
- コ 建物平面図

(2) 参加表明書の提出

- ア 提出期限 令和7年10月27日（月）午後5時まで（必着）
- イ 提出場所 越前市市民福祉部こども未来課
- ウ 提出方法 郵送（書留郵便に限る。）又は持参

※ ただし、持参して提出する場合は、土日祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。

6 企画提案書等の作成要領

(1) 企画提案に必要な書類と提出部数

- ア 企画提案書（様式第5号） 原本1部、副本7部
- イ 課題に対する企画提案 原本1部、副本7部

ウ	設計・施工業務に関する提案(実施体制表含む)	原本1部、副本7部
エ	管理運営業務に関する提案(業務体制表含む)	原本1部、副本7部
オ	管理運営業務に関する収支計画書(12か月分、任意様式)	原本1部、副本7部
カ	管理運営計画書	原本1部、副本7部
キ	工程表	原本1部、副本7部
ク	プレゼンテーション出席者報告書(様式第7号)	原本1部
ケ	上記ア～カの電子データ	1式(CD又はDVD)

※ 企画提案書等には、イメージ図を添付すること。また、概算設計費及び概算工事費の参考見積を含むこと。

※ 企画提案書等は、A3横書きとし、上記6(1)イからキまでをまとめて15枚以内で提案すること。

※ 参考見積に記載する金額は契約金額ではなく、プロポーザルにより受託候補者を選定するための企画提案書の一部であることに注意すること。

(2) 企画提案書の提出

ア	提出期限	令和7年11月6日(木)正午まで(必着)
イ	提出場所	越前市市民福祉部こども未来課
ウ	提出方法	郵送(書留郵便に限る。)又は持参

※ ただし、持参して提出する場合は、土日祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。

7 審査結果の通知

(1) 第1次審査結果

参加表明申請者を提出した参加者に対し、参加資格審査結果をメール及び書面により通知する。なお、選定された者のみ、第2次審査の日時・会場等について、メール及び書面で通知する。

通知日 令和7年10月31日(金)

(2) 第2次審査結果

受託候補者及び次点候補者のみ越前市ホームページにて公表する。第2次審査の対象者に対し、メールで通知し、あわせて書面で通知する。

8 審査委員会

受託候補者の選定については、別に定める全天候型こどもの遊び場設計・施工業務及び管理運営業務審査委員会の評価に基づいて行う。

9 受託候補者の選定方法

別添の「全天候型こどもの遊び場 設計・施工業務及び管理運営業務に係る業者選定評価基準書」のとおり

10 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

(1) 日時及び場所

令和7年11月13日（木）とし、具体的な日時及び場所等は、改めて通知する。

(2) 方法

ア プレゼンテーションの形式は自由とする。希望する企画提案事業者は電子機器を用いて行うことができる。

イ プレゼンテーションは、提出された企画提案書等に基づいて説明し、補足説明資料その他の追加資料の提出及び説明はできないものとする。

ウ 出席人数は、企画提案書等の内容を熟知している者で5名以内とする。出席者の役職、氏名をプレゼンテーション出席者報告書（様式第10号）により、企画提案書と併せて提出すること。

エ 企画提案事業者が1者しかなかった場合でも、参加資格要件を備えている限りプレゼンテーションは実施する。

※ 新型コロナウイルスの流行状況や、国、県及び市の新型コロナウイルスへの対応施策により、オンラインでのプレゼンテーション等の実施等、プレゼンテーション方法及び実施日を変更する可能性がある。変更となった場合は、随時通知する。なお、その場合、環境整備等に係る準備や一切の費用は、参加者の負担とする。

11 企画提案者の無効（失格事項）

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア ヒアリングまたはプレゼンテーションに出席しなかったとき。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

(2) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ 定められた作成形式または記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

1 2 契約の締結

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、随意契約の手続きを行うものとする。この場合において、受託候補者として特定された者から見積書を徴収する。ただし、市が定めた予定価格を超過している場合や協議により合意に至らない場合は次点候補者と協議を行うものとする。

なお、設計・施工業務と、管理運営業務とを分けて契約を締結することとし、市議会において成立した予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

1 3 契約保証金

本業務に係る契約保証金は、越前市契約規則（平成17年規則第54号）第25条及び第26条の規定に基づき取り扱うものとする。

1 4 その他留意事項

(1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出書類等は、返却しない。

(4) 書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

(5) 参加表明者に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する場合には、市と協議の上、変更の可否を決定するものとする。

1.5 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期限	備考
公告	令和 7年 10月1日 (水)	
質問受付締切り	令和 7年 10月17日 (金)	
質問回答	令和 7年 10月23日 (木)	
参加表明書受付締切り	令和 7年 10月27日 (月)	
第1次審査 (書類審査)	令和 7年 10月28日 (火)	
第1次審査結果通知	令和 7年 10月31日 (金)	
企画提案書等受付締切り	令和 7年11月 6日 (木) 正午まで	
第2次審査 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和 7年11月13日 (木)	
審査結果通知	令和 7年 11月 中旬から下旬	
契約締結	令和 7年 12月 下旬以降	

※ 都合により日程を変更する場合がある。

1.6 担当部署 (提出先・問合せ先)

越前市市民福祉部こども未来課 (担当者: 牧野、三田村)

郵便番号 915-8530

住 所 越前市府中一丁目13番7号 越前市役所1階

電話番号 0778-22-3006

FAX番号 0778-22-3257

E-mailアドレス jidou@city.echizen.lg.jp

ホームページアドレス <https://www.city.echizen.lg.jp>